

住民税に係る寄附金税額控除団体の指定について

1 23区の寄附金税額控除団体の指定状況

(1) 本部が区内に所在する団体のみを対象（都条例指定団体の中から対象団体を指定）
（墨田区含む）13区

(2) 本部が区外に所在する団体も対象（都条例指定団体の中から対象団体を指定するとともに、区が独自に対象団体を指定） 10区

2 各自治体の例

自治体名	対象団体	指定方法	その他の基準
東京都	本部が <u>都内</u> に所在する団体のみを対象	地方税法及び所得税法の規定に基づき、対象団体を指定	規則等の基準は無し ホームページで団体一覧を公表し、原則、都内各区及び市が準拠
墨田区	本部が <u>区内</u> に所在する団体のみを対象	都条例指定団体の中から対象団体を指定	規則等の基準は無し
A区	本部が <u>区外</u> に所在する団体も対象	都条例指定団体の中から対象団体を指定するとともに、区が独自に対象団体を指定	規則等の基準あり 区と協定を結んでいる団体、補助金を交付している団体、指定管理者等を対象
埼玉県	本部が <u>県外</u> に所在する団体も対象	地方税法及び所得税法の規定に基づき、対象団体を指定 規則の規定により知事が指定した団体も対象	規則等の基準あり ホームページで団体一覧を公表し、原則、県内の各市が準拠
埼玉県B市	本部が <u>市外</u> に所在する団体も対象	県条例指定団体及び県規則の規定により知事が指定した団体と同じ対象団体を指定	規則等の基準は無し
埼玉県C市	本部が <u>市外</u> に所在する団体も対象	県条例指定団体の中から対象団体を指定するとともに、市が独自に対象団体を指定	規則等の基準あり 法人の指定手続きを市長が規定

3 寄附金税額控除団体の指定方法の違いによるメリットとデメリット

(1) 本部が区内に所在する団体のみを対象（都条例指定団体の中から対象団体を指定）

メリット
ア 団体指定事務の公正性 団体の法人格等に変更があった場合は、東京都が指定対象から除外する等の手続を行っており、区は、都と同一の公正性が保たれた団体を指定することができる。
イ 税収への影響の抑制 区税収入への影響を抑えることができる。
デメリット
ア 団体支援への影響 本部が区外に所在する団体については対象外としているため、指定対象となる団体が限定される。

(2) 本部が区外に所在する団体も対象（都条例指定団体の中から対象団体を指定するとともに、区が独自に対象団体を指定）

メリット
ア 団体支援への影響 本部が区外に所在する団体を対象とすることで、指定対象となる団体がより多くなる。
デメリット
ア 寄附金による効果の区外流出 区外本部の活動に寄附金が使用される等のおそれがある。
イ 税収への影響の拡大 指定対象となる団体がより多くなり、区税収入への影響が大きくなる。
ウ 団体指定事務の困難化 区が独自に団体を指定する場合、指定後も不適切な団体となるような行為がないか等について、随時、情報収集や確認を行うことは困難である。